

東海村単位自治会交付金交付要綱

〔平成28年4月1日〕
〔告示第25号〕

(趣旨)

第1条 この要綱は、東海村自治基本条例（平成24年東海村条例13号。以下「条例」という。）第11条第3項の規定に基づき、自治会の活動を支援し、及びその運営の円滑化を図るため、単位自治会に対し、予算の範囲内において交付金を交付することについて、東海村補助金等交付規則（平成18年東海村規則第43号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において「自治会」とは、条例第3条第10号に規定する自治会をいう。

(交付の対象)

第3条 交付金の交付を受けることができる者は別表第1に掲げる単位自治会とする。

2 交付金の交付の対象となる事業（以下「交付事業」という。）は、次の各号のいずれかに該当する事業とする。

- (1) 自治会の各種事業
- (2) 自治会集会所の維持管理に関する事業
- (3) その他自治会の運営に関する事業

3 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する事業は、交付金の交付の対象としない。

- (1) 宗教の教義を広め、儀式行事を行い、又は信者を強化育成することを目的とした事業
- (2) 政治上の主義を推進し、支持し、又はこれに反対することを目的とした事業
- (3) 特定の公職の候補者若しくは公職にある者又は政党を推薦し、支持し、又はこれらに反対することを目的とした事業

(交付対象経費及び交付金の額)

第4条 交付金の交付の対象となる経費（以下「交付対象経費」という。）は、自治会活動に要する経費とする。ただし、次に掲げる経費を除く。

- (1) 財産形成（土地の購入等事業実施に必要と認められないもの）に係る経費
- (2) 村から別に補助を受けている経費
- (3) その他村長が不相当と認める経費

2 交付金の額は、別表第2に掲げる額の合算額とする。

（交付金の交付申請）

第5条 自治会長は、交付金の交付を受けようとするときは、東海村単位自治会交付金交付申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて、村長に提出しなければならない。

- (1) 東海村単位自治会交付金事業計画書（様式第2号）
- (2) 東海村単位自治会交付金収支予算書（様式第3号）
- (3) その他村長が必要と認める書類

2 前項に掲げる書類は、村長が認める書類をもって、その全部又は一部に代えることができる。

（交付金の交付決定等）

第6条 村長は、前条の規定による申請があったときは、当該申請内容を審査の上、交付金の交付の適否を決定し、東海村単位自治会交付金交付（不交付）決定通知書（様式第4号）により、自治会長に通知するものとする。

（交付金の交付決定の取消し等）

第7条 村長は、前条の規定による交付金の交付を受けた自治会が次の各号のいずれかに該当すると認めたときは、交付金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 虚偽その他不正の手段により交付金の交付を受けたとき。
- (2) この要綱に違反したとき。
- (3) その他交付金の使途が不相当と認められたとき。

2 村長は、前項の規定により交付金の交付決定を取り消したときは、東海村単位自治会交付金交付決定取消通知書（様式第5号）により、自治会長に通知するものとする。

(事業の変更申請等)

第8条 自治会長は、交付事業の内容等を変更しようとするときは、あらかじめ、東海村単位自治会交付金交付事業変更承認申請書(様式第6号)に次に掲げる書類を添えて村長に提出し、その承認を受けなければならない。ただし、軽微な事業の変更については、この限りではない。

(1) 東海村単位自治会交付金事業変更計画書(様式第7号)

(2) 東海村単位自治会交付金変更収支予算書(様式第8号)

2 自治会長は、交付事業を中止し、又は廃止しようとするときは、あらかじめ、東海村単位自治会交付金交付事業中止(廃止)承認申請書(様式第9号)により、村長の承認を受けなければならない。

3 村長は、前2項の規定による申請があったときは、当該申請内容を審査の上、事業の変更にあつては東海村単位自治会交付金交付事業変更承認(不承認)通知書(様式第10号)により、事業の中止又は廃止にあつては東海村単位自治会交付金交付事業中止(廃止)承認通知書(様式第11号)により、自治会長に通知するものとする。

(実績報告)

第9条 自治会長は、事業が完了したとき、第7条の規定により取消しの決定を受けたとき又は前条の規定により事業の中止若しくは廃止の承認を受けたときは、事業が完了した日、交付金の取消しの決定の通知を受けた日若しくは事業の中止若しくは廃止の承認の通知を受けた日の翌日から起算して30日を経過した日又は当該交付年度の3月末日のいずれか早い日までに、東海村単位自治会交付金実績報告書(様式第12号)に次に掲げる書類を添えて村長に提出しなければならない。

(1) 東海村単位自治会交付金交付事業成果報告書(様式第13号)

(2) 東海村単位自治会交付金収支決算書(様式第14号)

(3) 東海村単位自治会交付金交付事業別費用明細書(様式第15号)

(4) 支出を証明する書類の写し

(5) その他村長が必要とする書類

(交付金の額の確定等)

第10条 村長は、前条の規定による報告を受けたときは、当該報告内容を審査の上、交付金の額を確定し、東海村単位自治会交付金確定通知書(様式第16号)により、自治会長に通知するものとする。ただし、交付金の交付確定額が交付決定額と同額である場合は、この限りでない。

(交付金の交付の時期及び請求)

第11条 村長は、自治会が交付事業を完了した後において交付金を交付するものとする。ただし、村長が交付対象経費の性質上概算をもって支払をしなければ事務の取扱いに支障を及ぼすと認めるときは、当該交付事業の完了前に交付金の全部又は一部を概算払により交付することができる。

2 自治会長は、交付金の交付を請求しようとするときは、東海村単位自治会交付金交付請求書(様式第17号)により、村長に請求しなければならない。

(交付金の返還)

第12条 村長は、第7条の規定により交付金の交付決定を取り消した場合又は第8条第3項の規定により事業の中止若しくは廃止の承認をした場合において、当該取消し又は中止若しくは廃止に係る部分に関し既に交付金が交付されている場合にあつては東海村単位自治会交付金取消(事業中止・廃止)分返還通知書(様式第18号)により、概算払で交付した交付金の額が第10条の規定により確定した交付金の額を超えている場合にあつては東海村単位自治会交付金超過交付分返還通知書(様式第19号)により、当該通知を受けた日から起算して20日以内の期日を定めて、自治会長にその返還を命ずるものとする。

(証拠書類の保存)

第13条 自治会長は、交付事業に係る帳簿その他の証拠書類を整理するとともに、当該交付年度の翌年度から起算して5年間保存しなければならない。

(補則)

第14条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、村長が別に定

める。

附 則

(施行期日)

- 1 この告示は、平成28年4月1日から施行する。
(東海村いきいき地域活力事業助成金交付要綱の廃止)
- 2 東海村いきいき地域活力事業助成金交付要綱(平成16年東海村告示第20号)は、廃止する。
(東海村自治会集会施設管理事業費補助金交付要綱の廃止)
- 3 東海村自治会集会施設管理事業費補助金交付要綱(平成19年東海村告示第25号)は、廃止する。
(東海村自治会運営費交付金交付要綱の廃止)
- 4 東海村自治会運営費交付金交付要綱(平成19年東海村告示第144号)は、廃止する。

別表第1(第3条関係)

単位自治会の名称
外宿1区自治会, 外宿2区自治会, 内宿1区自治会, 内宿2区自治会, 竹瓦区自治会, 宿区自治会, 照沼区自治会, 川根区自治会, 原子力機構箕輪区自治会, 白方区自治会, 豊岡区自治会, 岡区自治会, 百塚区自治会, 亀下区自治会, 原子力機構百塚区自治会, 豊白区自治会, 村松北区自治会, 真崎区自治会, 舟石川3区自治会, 原子力機構荒谷台区自治会, 押延区自治会, 須和間区自治会, 舟石川中丸区自治会, 原子力機構長堀区自治会, 緑ヶ丘区自治会, 南台区自治会, フローレス タ須和間区自治会, 船場区自治会, 舟石川1区自治会, 舟石川2区自治会

別表第2（第4条関係）

項目	金額	
均等割額	自治会加入世帯数500世帯以上	430,000円
	自治会加入世帯数500世帯未満	400,000円
	認可地縁団地となれない自治会	280,000円
世帯割額	$\frac{\text{交付年度における村の当該予算額}}{\text{村内の自治会加入世帯の総数}} \times \text{交付金を受けようとする自治会加入世帯数}$	
集会施設 管理費加 算	226,000円	
班数加算	自治会の班数×30,000円	

備考

- 1 1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする
- 2 自治会加入世帯数は申請の前年度の10月1日現在の世帯数とする。
- 3 集会施設管理費加算は、自治会集会施設所有の自治会に限り加算する。